

建築物同意事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月26日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第3号

建築物同意事務取扱規程の一部を改正する規程

建築物同意事務取扱規程（昭和35年新潟市消防本部訓令第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定に基づく」の次に「行政庁若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関（以下「行政庁等」という。）による」を加える。

第2条第1項中「同意を求められた建築確認申請書（以下「申請書」という。）」を「行政庁等から同意を求められた建築許可申請書及び建築確認申請書（以下「申請書」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 申請書を受理したときは、申請書に別記様式第1号で定める收受印を押印するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して申請等（以下「電子申請」という。）がされた場合は、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

3 同意又は不同意の通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 同意の場合は、建築許可申請書には別記様式第2号、建築確認申請書には別記様式第3号で定める消防同意印を押印し、同意の年月日及び番号を記載して行政庁等へ返送するものとする。ただし、電子申請がされた場合は、電子メールその他の電子情報処理組織（以下「電子メール等」という。）を使用して返送するものとする。

(2) 不同意の場合は、別記様式第4号で定める不同意通知書に不適合事項を記載

し、申請書に添付して行政庁等へ返送するものとする。ただし、電子申請がされた場合は、電子メール等を使用して返送するものとする。

第4条を次のように改める。

(計画通知書の処理)

第4条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第4項の規定に基づく建築物の計画通知（以下「計画通知書」という。）による審査及び調査は、第2条第1項で規定する処理区分により行うものとする。

2 計画通知書を受理したときは、計画通知書に別記様式第1号で定める收受印を押印するものとする。ただし、電子申請がされた場合は、この限りでない。

3 同意又は不同意の通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 同意の場合は、計画通知書に別記様式第2号で定める消防同意印を押印し、同意の年月日及び番号を記載して行政庁等へ返送するものとする。ただし、電子申請がされた場合は、電子メール等を使用して返送するものとする。

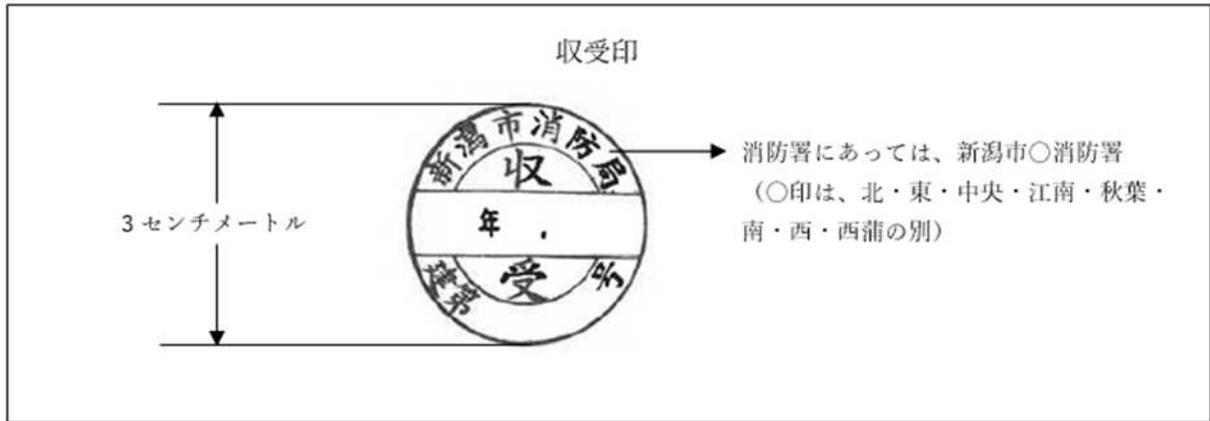
(2) 不同意の場合は、別記様式第4号で定める不同意通知書に不適合事項を記載し、計画通知書に添付して行政庁等へ返送するものとする。ただし、電子申請がされた場合は、電子メール等を使用して返送するものとする。

第5条中「前条」を「計画通知書」に、「決定期限」を「法定期限」に改める。

第8条中「別記様式による」を「別記様式第5号で定める」に、「申請書」を「申請書又は計画通知書」に改める。

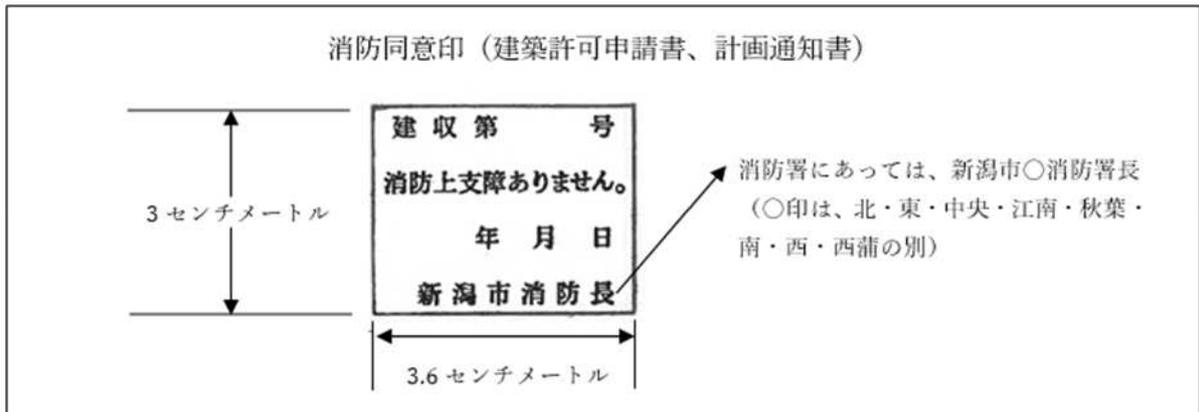
別記様式を次のように改める。

別記様式第1号（第2条、第4条関係）

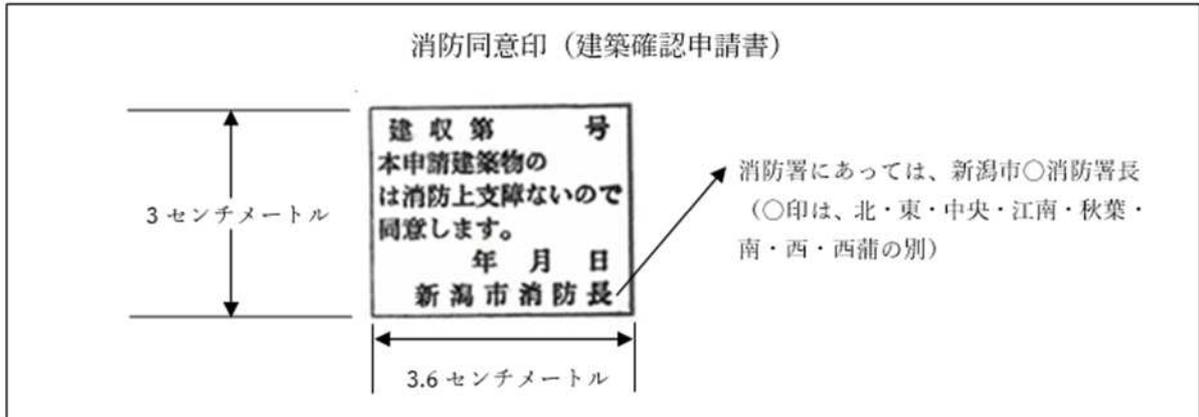


別記様式第 1 号の次に次の 4 様式を加える。

別記様式第 2 号（第 2 条、第 4 条関係）



別記様式第3号（第2条関係）



別記様式第4号（第2条、第4条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市消防長（新潟市 消防署長）

不同意通知書

下記の申請は、防火に関する規定に不適合事項が認められ、同意できないので通知します。

記

受付年月日・番号	
申請者の住所氏名	
申請地	

不適合事項（違反条項及び理由）

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。